

第 12 章 広島駅南口 B ブロック第一種市街地再開発事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域の選定

「広島市環境影響評価条例」(平成 11 年 広島市条例 30 号)に定められる環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、「技術指針」(平成 11 年 広島市公告)に基づき、対象事業の実施を予定している区域及び既に入手している情報によって 1 以上の環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業計画地敷地境界から 500m 及び電波障害の生じるおそれのある地域(図 12-1-1(1)、(2))を選定した。

本事業の実施による、環境要素ごとの影響範囲は以下のとおり。

環境要素	環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
大気質	【施設の供用、建設機械の稼働】 施設の供用時においてあまり大きな排出源は考えられない。また、建設機械の稼働時についても期間が限定されることから事業計画地敷地境界から 500m までを環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 【施設の供用に伴う車両の走行、工事関係車両の走行】 施設の供用に伴う車両及び工事関係車両の走行により発生する排出ガスについては、車両が集中する事業地周辺の道路沿道を環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
騒音	【施設の供用、建設機械の稼働】 施設の供用に伴う空調施設等の稼働及び建設作業の影響範囲については、周辺の状況(北側は広島駅、南側は河川)を考慮して、事業計画地敷地境界から 200m までを環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 【施設の供用に伴う車両の走行、工事関係車両の走行】 施設の供用に伴う車両及び工事関係車両の走行により発生する騒音については、車両が集中する事業地周辺の道路沿道を環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
振動	【建設機械の稼働】 建設作業振動については、周辺状況を考慮して事業計画地敷地境界から 100m までを環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 【施設の供用に伴う車両の走行、工事関係車両の走行】 騒音と同様の範囲とした。
日照障害	冬至において日影の範囲を平均地盤面高さ 4m で日影 3 時間の範囲を環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
電波障害	計画建物によりテレビ電波が遮られる方向および反射する方向を環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。

環境要素	環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
風害	周辺状況を考慮して計画地中心から半径440mの範囲までを環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
景観	眺望状況を考慮して、近景及び中景が含まれる範囲を環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
廃棄物等	解体工事に伴う廃棄物、土地の改変、建築工事に伴う建設副産物・残土及び施設の供用に伴う廃棄物の発生は、事業計画地内で発生するものであり、これらは適切に処理し、事業計画地周辺に飛散させたりすることはないため、事業計画地を環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
温室効果ガス等	施設の供用に伴い、事業計画地から温室効果ガスを排出することが考えられるため、事業計画地を環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。

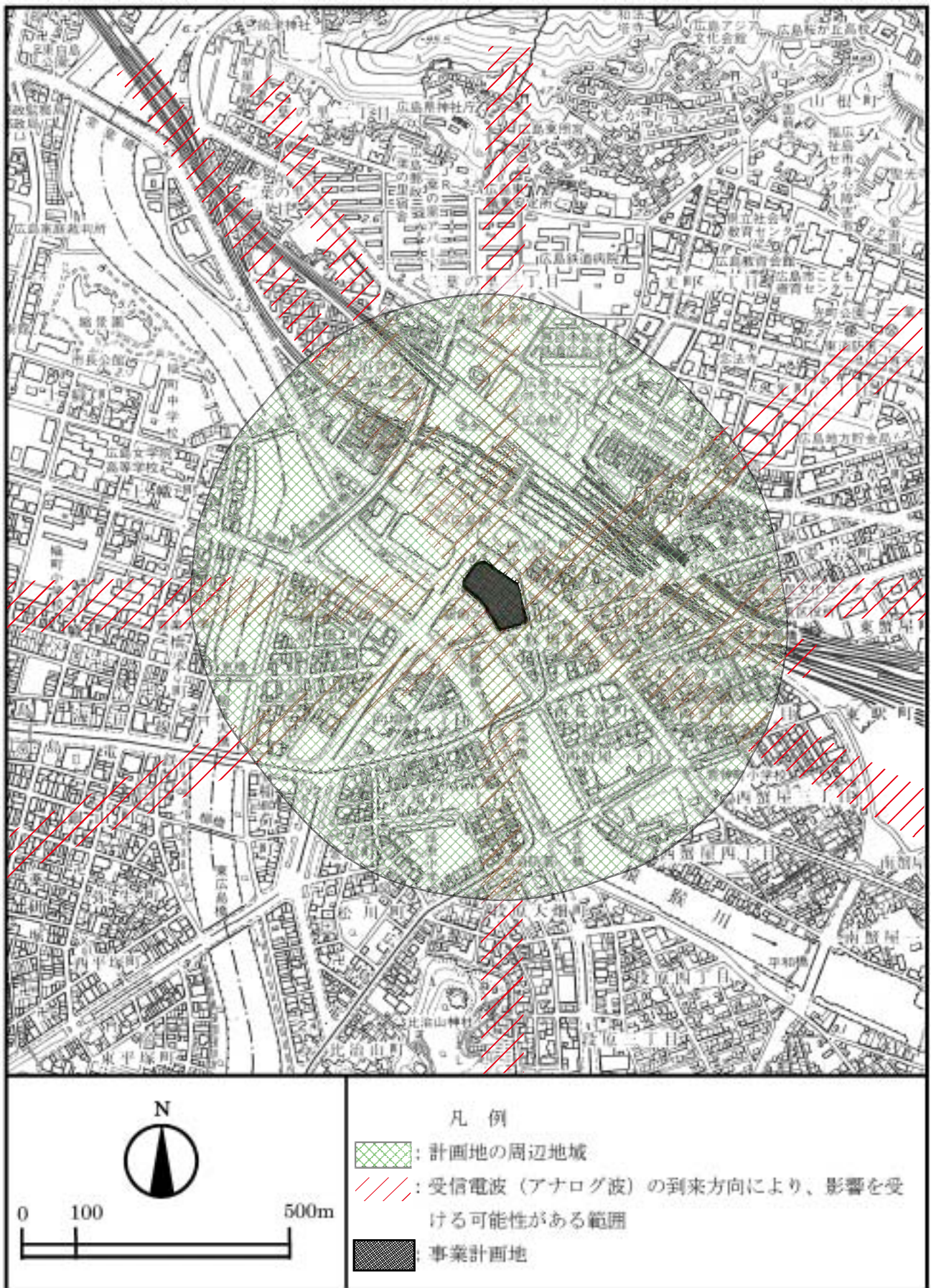


図 12-1-1(1) 環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

